

# 別添 1

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（平成6年4月20日採択）新旧対照表

改正後	改正前
<p>7 モデル別表第2関係</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号、第6号及び第7号関係）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 排除措置命令</u></p> <p><u>ロ 課徴金納付命令</u></p> <p><u>ハ 刑事告発</u></p> <p><u>ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕</u></p> <p>三 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）は、<u>課徴金納付命令が出されたこと</u>を知った後、速やかに<u>指名停止</u>を行うものとする。</p> <p><u>四 別表第2第5号から第7号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、モデル第3第3項の規定を適用するものとする。</u></p> <p>五～七 (略)</p>	<p>7 モデル別表第2関係</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号、第6号及び第7号関係）は、排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと（事業者が応諾を拒否した場合は、<u>審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと</u>）、<u>排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、<u>審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと</u>）又は刑事告発がなされたこと</u>を知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。</u></p> <p>三 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）は、<u>課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、<u>審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと</u>）</u>を知った後、速やかに<u>指名停止措置</u>を行うものとする。</p> <p><u>四 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された事業者に対しては、当該審決に至る経緯、内容等を勘案した上で、部局長の判断により、第3及び第4並びに別表各号の規定による指名停止期間の範囲内で、<u>審判手続が開始されなかった場合の指名停止の期間に比し、指名停止の期間を加重して運用することができるものとする。</u></u></p> <p>五～七 (略)</p>